

# 木造耐火構造に関する性能評価試験 (大臣認定申請用)の試験方法の一部の見直し

平成24年3月12日  
国土交通省住宅局建築指導課

○平成22年6月18日「規制・制度改革に係る対処方針」閣議決定

## 木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し

(1. グリーンイノベーション分野⑭)

### 閣議決定内容

外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う <平成22年度中措置>

学識者(※)に対してヒアリングを実施(平成22年5月)

○頂いた意見

- ・木質系部材の耐火構造試験方法に関する研究は、検討途中で休止している状況。
- ・現時点で、試験方法を定めた業務報告書の変更に必要な技術的知見が十分であるとは言えない。

再度、学識者(※)及び事業者に対してヒアリングを実施(平成23年2月)

○頂いた意見

- ・平成22年5月以降、新たな技術的知見は得られていない。

### 実施状況

平成22年度中に、事業者、学識者より意見を聞き、再検証を実施したところ、現在得られている知見の中では、現行の耐火構造の性能評価試験の試験方法が妥当との結論を得たため、試験方法の見直しを行わないこととした。

※規制・制度改革に関する分科会第一次報告書(平成22年6月15日 規制・制度改革に関する分科会)の中で、当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方(24頁)において引用されている『日本建築学会「木質系部材の耐火構造試験方法に関する研究」』の執筆者。



## 関連条文等

- 建築基準法(昭和25年法律第201号)  
(構造方法等の認定)

第68条の26 3 国土交通大臣は、第77条の56の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

(認定等業務規程)(準用)

第77条の45 指定認定機関は、認定等の業務に関する規程(以下この節において「認定等業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定等業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

- 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)  
(性能評価業務規程の記載事項)

第67条 法第77条の56第2項において準用する法第77条の45第2項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

## 四 性能評価の業務の実施方法に関する事項

## 【参考】防耐火性能試験・評価業務方法書(財団法人建材試験センター)

## 4. 防・耐火性能の試験・評価方法

## 4.1耐火性能試験・評価方法

法第2条第7号(耐火構造)の規定に基づく認定に係る性能評価は、次に掲げる試験・評価方法により行う。

## 4. 試験条件

(7)試験体は、令第107条に規定する「火災の加熱が加えられる時間」(以下、「要求耐火時間」という)に等しい時間の加熱を実施したのち、加熱をしない状態で、要求耐火時間の3倍の時間放置し、その間5に規定する測定を継続して行う。ただし、構造上主要な構成材料が準不燃材料であるものにあつては、要求耐火時間の1.2倍の時間加熱を実施し、その間5に規定する測定を継続して行うことができる。



外壁の性能評価試験(加熱中の状況)



外壁の性能評価試験(脱炉後の状況)